

最近のトピックス

いとりREPORT No.13では、「2024年12月のDC法改正」についてお伝えいたします。DC制度は法改正により、もっと身近な制度になります。税制メリットを理解し、有効にご活用いただければ幸いです。

DCコラム

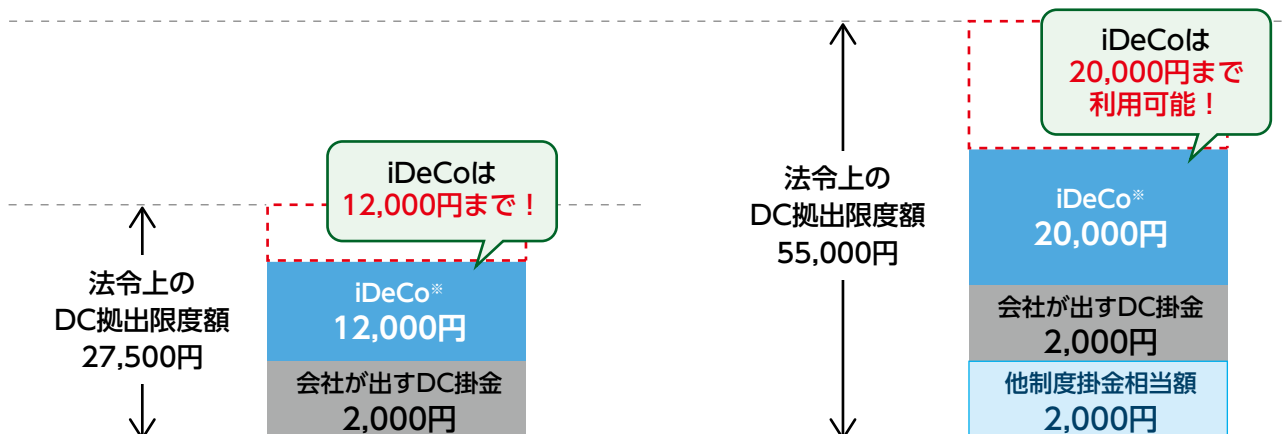
2024年12月のDC法改正について

2024年12月1日以降、iDeCoの掛金額(月額)は、「iDeCoの掛金、会社が出すDC掛金および他制度掛金相当額(DB等の掛金水準)の合計額が55,000円以内となる範囲」で、20,000円まで利用可能です。



法改正後(2024年12月1日以降)

例) 会社が出す掛金(月額)：2,000円、他制度掛金相当額(月額)：2,000円の場合



現在

(法改正後)2024年12月1日~

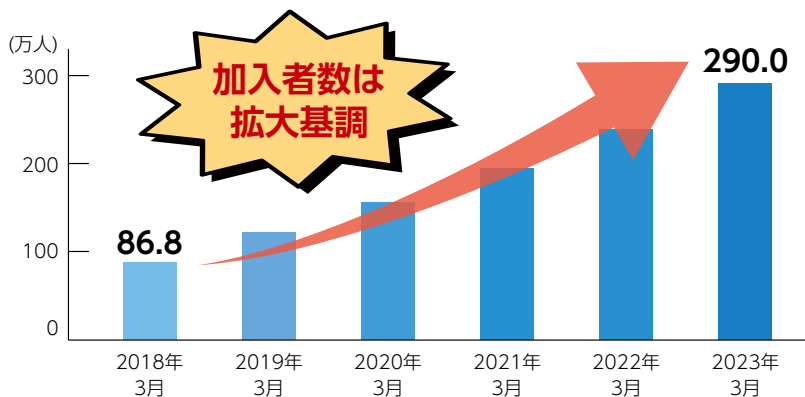
※マッチング拠出との併用はできません。



iDeCoとは……

- 個人が銀行や証券会社を選んで申し込むタイプのDCです。
- 税金のメリットを受けながら有利に老後資金を準備できます。
- 月々の積立額は5,000円以上1,000円単位で選択できます。

iDeCo加入者数推移



グラフ出所：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2023年3月末)」より三井住友信託銀行作成



iDeCoはセカンドライフの資産作りのための制度です。掛金を積み立てながら、自分で運用し、その運用の成果に基づいた資金を給付金として、原則60歳以降に受け取るものです。